

令和4年第1回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年1月12日（水） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2B C

3 出席委員 19名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

18番 小野 列子

欠席委員 1名

17番 中谷 徳善

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 2号 競売公売買受適格者の証明について
議案第 3号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について
議案第 5号 農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第 6号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
議案第 7号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について
議案第 8号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の解除について
議案第 9号 農用地の買入協議の要請に係わる意見について
報告第 1号 農用地利用配分計画の認可について
報告第 2号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
報告第 3号 令和3年事業結果報告について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	浅利 寿夫	次長	川口 均
農地係長	斎藤 和広	農政係長	工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農業委員会市浦支所

支所長	佐藤 勝秀
-----	-------

農林水産課

主任	山田 竜太郎
----	--------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 4 年第 1 回総会を開会いたします。

はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。

森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 19 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第 4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、3 番 外崎委員、4 番 石岡雅樹委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、佐藤市浦支所長、農林水産課の山

田主任にお願いいたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和3年12月27日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、高橋克也推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業7件、あおもり農業支援センター事業7件を適正に処理したことを報告いたします。

令和3年12月27日午前9時30分から、森会長、高橋推進委員、福士推進委員で五所川原市地区の登記官照会2件。

次に令和4年1月6日午後1時から、秋谷委員、小林委員で金木地区の5条転用1件、令和4年1月7日午前10時から、工藤委員、奈良推進委員で五所川原地区の5条転用2件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転21件、無償所有権移転4件、賃貸借権設定1件です。

2 ページをご覧ください。

- 1 番 十三土佐、田 3 筆、合計 4, 0 1 9 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1,005,000 円の有償移転です。
- 2 番 十三土佐、田 2 筆、合計 7, 9 3 4 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1,984,000 円の有償移転です。
- 3 番 十三土佐、田 1 筆、3, 9 9 4 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1,000,000 円の有償移転です。
- 4 番 金木町嘉瀬雲雀野、田 1 筆、3 3 3 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 70,000 円の有償移転です。
- 5 番 金木町嘉瀬雲雀野、田 1 筆、2 8 0 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 60,000 円の有償移転です。
- 6 番 大字飯詰字白旗、田 2 筆 合計 8, 5 7 7 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 800,000 円の有償移転です。
- 7 番 大字飯詰字桜田、田 4 筆、合計 3, 4 9 0 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 80,000 円の有償移転です。
- 8 番 金木町川倉七夕野、畑 1 筆 1, 0 8 3 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 150,000 円の有償移転です。

- 9 番 大字松野木字蓑捨、田 1 筆 4 5 0 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 140,000 円の有償移転です。
- 1 0 番 大字松野木字蓑捨、田 1 筆 3 0 8 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 100,000 円の有償移転です。
- 1 1 番 大字七ツ館字虫流、畑 2 筆、合計 2, 0 0 3 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 450,000 円の有償移転です。
- 1 2 番 大字七ツ館字柏枝、田 1 筆 2 9 5 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 88,000 円の有償移転です。
- 1 3 番 大字浅井字西広、田 1 筆 1, 1 2 7 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 338,000 円の有償移転です。
- 1 4 番 大字米田字田代、田 2 筆、合計 3 0 0 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 50,000 円の有償移転です。
- 1 5 番 大字飯詰字皆瀬、田 1 筆 7 7 4 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 50,000 円の有償移転です。
- 1 6 番 大字飯詰字皆瀬、田 2 筆 合計 5 1 3 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 150,000 円の有償移転です。

- 17番 大字鶴ヶ岡字白旗、田1筆 357 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 70,000 円の有償移転です。
- 18番 大字鶴ヶ岡字白旗、田2筆、合計467 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 70,000 円の有償移転です。
- 19番 金木町嘉瀬雲雀野ほか、田2筆、合計1,513 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 302,600 円の有償移転です。
- 20番 大字稲実字開野、田2筆、合計5,642 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 1,128,400 円の有償移転です。
- 21番 大字七ツ館字柏枝、田1筆、86 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 25,800 円の有償移転です。
- 22番 大字高野字広野ほか、田2筆、畑3筆、合計15,582 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償所有権移転です。
- 23番 大字中泉字松枝ほか、畑2筆、合計5,293 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償所有権移転です。
- 24番 大字一野坪字朝日田、田1筆、30 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償所有権移転です。

25番 大字沖飯詰字帯刀ほか、田8筆、畑2筆、合計20,362㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償所有権移転です。

26番 金木町浮洲、田5筆、合計16,004㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
10aあたり米2.5俵の価格の賃貸借権設定です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、
農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず全て許可相
当であると判断されます。

議 長 議案第1号についての説明が終わりました。
所有権移転5番・7番以外について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転5番・7番以外
について原案のとおり許可することにご異議ございませ
んか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、所有権移転5番・7番以外
について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、所有権移転5番について審議いたします。
「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制
限」となりますので、19番、小山内職務代理者は退席を
お願いいたします。

小山内職代 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転5番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、所有権移転5番について原案のとおり許可いたします。

19番 小山内職務代理者の入室を許可いたします。

つづきまして、所有権移転7番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、15番 柳原委員には退席をお願いいたします。

柳原委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転7番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご意義がないようですので、所有権移転7番について原案のとおり決定いたします。

15番 柳原委員の入室を許可いたします。

つづきまして、議案第2号「競売公売買受適格者の証明について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 13ページをご覧ください。

議案第2号、競売公売買受適格者の証明について。

農地法第3条の規定の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので審議を求める。

なお、当該適格者が最高価買受申請人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。

件数1件、金木町浮洲、田1筆、4,225㎡、公売価格は1,470,000円で所有者、願出人は記載のとおりです。

入札期間は、令和4年1月14日の1日で願出人の耕作面積は、681,199㎡で、労働力の状況は、男2人、女1人です。

競売物件について、利用権設定はございません。

願出人の確保している農業用機械は、トラクター3台、田植機1台、農業用自動車3台、年間の従事日数は、270日、買受地は水稻の作付を計画しています。以上、農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず、適格者として許可相当であると判断されます。

議 長 議案第2号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 2 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 2 号について原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1 4 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第 1 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転 2 件、賃借権 1 件です。

1 5 ページをご覧ください。

1 番 大字漆川字袖掛、田 1 筆、1 4 9 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は社員駐車場です。

申請地は、五所川原市役所から東へ約 1km に位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域で都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められた地域であるため、第 3 種農地と判断されます。申請人は、電気工事業を営んでおり、現在使用している駐車場が手狭となり、営業車両及び従業員車両の駐車スペースを確保するために、希望の土地を探したところ会社から

近く防犯面でも都合が良く、今回の申請に至った。北側は宅地、東側は県道沿いに面しており西側・南側は農地であるため、土砂等の流出を防ぐ為、L型擁壁を施し被害を及ぼすことのない様に努め土砂の流出の影響はない。雨水は自然浸透させ、土地利用についても、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断される。資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

2番 金木町芦野、畑3筆、合計4,732㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は原木置場です。

申請地は、金木総合支所から北東へ約1.3kmに位置し、農地が散在し、周囲を宅地等に囲まれその規模が10ha未満であるため第2種農地と判断されます。

譲受人は、製材業を営んでおり、既存の原木置き場として使用するための敷地が手狭となり条件に合う土地を探したが、交通の安全面や仕事の効率等から公道に出ることなく作業ができ、管理や生産性の向上を目的に申請地を選考した。譲渡人が所有する畑が隣地にあり、土地利用計画については添付書類により妥当と判断され、通路部分には砂利を敷き、雨水は自然浸透させる。周囲に農地は存在しますが営農に支障は無いものと考えられ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

3番 字新宮町、田1筆、414㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は個人住宅の建築です。

申請地は、五所川原市役所から北西へ約1.5kmに位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、宅地化の状況が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている、第1種低層住居専用

地域にある農地であるため、第3種農地であると判断されます。

現在、アパートに住んでいるが、子供の成長と共に手狭になるため、住宅新築を計画し土地を探したが、譲渡人が水田として管理している農地を譲り受け、さらに保育園と実家にも近く、子供の生活環境が大きく変化しないと判断し今回の申請に至りました。南・西側は道路、東側は宅地、北側は農地に面しているが北側にL型擁壁を設置するため土砂の流出はございません。土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断されます。資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断される。

申請地の位置については、16・17ページを御覧下さい。

議 長 議案第3号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第3号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参 与

18ページをご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定55件、所有権移転8件です。

19ページ、番号1番から47ページ55番までの利用権設定55件については皆様のお手元にお配りしてあります。農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

48ページ、番号1番から52ページ8番までの所有権移転8件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長

議案第4号についての説明が終わりました。

閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員

(5分間閲覧)

議 長

それでは時間となりましたので、議案第4号の1番から6番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員

(な し)

議 長

ご質問がないようですので、議案第4号の1番から6番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号の1番から6番以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、利用権設定1番・2番については私に関する案件ですので、「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」により立ち会うことができないことから退席いたします。議事進行は小山内職務代理者をお願いいたします。

(議長交代)

森 会長 (退 席)

小山内職代 それでは、ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

小山内職代 ご質問がないようですので、利用権設定1番・2番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

小山内職代 ご意義がないようですので、利用権設定1番・2番について原案のとおり決定いたします。
森 会長の入室を許可いたします。

(議長交代)

議 長 つづきまして、利用権設定3番から5番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、19番小山内職務代理者には退席をお願いいたします。

小山内職代 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定 3 番から 5 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご意義がないようですので、利用権設定 3 番から 5 番について原案のとおり決定いたします。

1 9 番 小山内職務代理者の入室を許可いたします。

つづきまして、利用権設定 6 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、1 5 番 柳原委員には退席をお願いいたします。

柳原委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定 6 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご意義がないようですので、利用権設定 6 番について原案のとおり決定いたします。

1 5 番 柳原委員の入室を許可いたします。

つづきまして、議案第 5 号「農地利用配分計画案に係る意見について」を議題とします。

参与から説明をお願いします。

参 与 5 3 ページをご覧ください。

議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」

五所川原市長から別紙のとおり農用地利用配分計画案について協議があったので、農業委員会の意見を求めるものであります。 件数は 1 件です。

別紙 A 3 サイズの一枚用紙をご覧ください。

1 番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字神山字霰走ほか、田 4 筆、期間は 10 年。借り賃は 10 a あたり 25,000 円です。

受け手の決定理由は、後継者への経営移譲のためです。

以上、配分計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸（てんたい）となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより市農林水産課が選定しています。

議 長 議案第 5 号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第5号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第6号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 54ページをご覧ください。

議案第6号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数3件、

1番 農地の所在は、大字稲実字稲葉、田1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

2番 農地の所在は、字烏森、田1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

2番に訂正がありまして、調査結果の日付が「令和3年9月10日」となっていますが、正しくは「令和3年12月27日」ですので、訂正をお願いいたします。

調査の結果、1番、2番は非農地であると判断され、3番については 令和3年2月12日農地転用許可済であるため事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議長 議案第6号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第6号について承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第7号贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)についてを議題とします。

参与より、説明願います。

参与 55ページをご覧ください。

議案第7号贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について、贈与税の納税猶予の特例を受けている下記受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係わる農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。件数は14件です。

56ページをご覧ください。

下記14件につきましては、特例の適用を受けようとする農地で農業経営を継続していることから、贈与税の納税猶予を引き続き受ける者と判断されます。

議長 議案第7号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第7号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第7号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第8号「空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の解除について」を議題といたします。

参与からの説明をお願いします。

参与 57ページをご覧ください。

議案第8号「空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積及び区域の解除について」、農地法第3条第2項第5号の規定の適用を受け、下記のとおり別段の面積及び区域の指定を受けた農地について、区域の指定を解除するため審議を求めるものです。

解除件数1件です。

農地の所在は大字俵元、原子、地目は畑、所有者は記載のとおりです。

空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積を1㎡に五所川原東地区を指定しましたが、令和3年12月10日、農地法第3条許可申請書の提出があり承認されたため、解除するものです。

議長 議案第8号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第8号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第8号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第9号「農用地の買入協議の要請に係わる意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いいたします。

参与 58ページをご覧ください。

議案第9号、「農用地の買入協議の要請に係わる意見について」、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構による買入が特に必要と認められるので、五所川原市長に対し要請するため意見を求めものです。

1番 大字毘沙門字熊石、田3筆、合計26,381㎡

申し出人は記載のとおりです。

利用調整上、特に問題となった事項については、売買価格の不一致により、譲渡人の売渡し希望価格は10aあたり40万円であり、同価格で買受希望者にあっせんしたが、折り合いがつかず不調に終わったものであります。

議長 議案第9号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第9号について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 9 号について原案のとおり決定いたします。

 以上、議案第 1 号から議案第 9 号まで全ての審議が終了いたしました。

 報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

 事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議 長 その他に何かございませんか。

議 長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。

 慎重なご審議ありがとうございました。

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(森 義博)

会 長 _____

(外崎 高逸)

3 番委員 _____

(石岡 雅樹)

4 番委員 _____